

大田原市押印見直しガイドライン

1 見直しの方針

市は、申請や届出などに伴う行政手続を簡素化し、市民の負担軽減及び利便性の向上を図ることを目的として、行政手続に必要な書類における押印の見直しを行う。

なお、職員等が行う内部手続に必要な書類についても押印の見直しを行う。

2 見直しの基準（対象：行政手続）

求める押印の種類、手続の内容、目的等を踏まえ、押印を求める意味、趣旨の合理性、代替手段の可否を検証し、押印の見直しを行う。

(1) 押印が求められている趣旨

ア 本人確認

本人確認の手法は、押印以外にも多数存在し、認印（登録印等でない印）による押印は、本人確認としての効果は小さい。

イ 文書作成の真意の確認

本人確認がされた「本人」からの申請があった事実があれば、真意は確認できている。

ウ 文書内容の真正性の担保

文書内容の真正性は押印のみによって評価されるわけではなく、手続全体として評価される。

(2) 押印が求められている趣旨の代替手段の例

ア 本人確認できる書類の提示（郵送時は添付させるなど。）

イ 電話、ウェブ会議等による本人確認

ウ 実施調査等における本人確認

エ 継続的な関係がある者からの電子メールアドレス又は登録済電子メールアドレスからの提出

オ ID・パスワード方式による認証

(3) 押印見直しの判断基準

認印による押印は、本人確認の手段としての効果は小さく、押印が求められている趣旨に対する効力が乏しいため、押印を求める合理的な理由がない限り、廃止する。

なお、押印を求める合理的な理由がある場合でも、他の手段で代替可能なものは、押印を廃止する。

(4) 押印又は署名が不要と考えられるもの

ア 対象が不特定の者で、押印を求めてまで本人を確認又は特定する必要がないもの

- イ 単に事実、状況等を把握することのみを目的としているもの
- ウ 本人確認できる書類の提示を求めるなど、一連の手続の過程で本人確認が可能なもの
- エ 市と継続的な関係を有し、当該本人からのものであることが明らかなもの
- オ 申請者及び第三者の権利、利益、その他行政の公平性を損なうおそれがないもの
- カ 申請等が乱用（なりすましなど）される可能性がないもの

(5) 見直し後の取扱い

- ア 記名に押印を求めている場合
押印を廃止し、記名とする。
- イ 署名に押印を求めている場合
署名のみとするが、署名に実質的な意味がない場合は、記名とする。
- ウ 署名又は記名押印の選択制の場合
署名が記名押印の代替手段と考えられるので、選択制を廃止し、記名とする。
- エ 署名のみの場合
引き続き署名とするが、署名に実質的な意味がない場合は、記名とする。
- オ 登録印等の押印を求めている場合
印鑑証明書の提出を求めている場合は、登録印等の押印を求める必要があるか、
印鑑証明書の提出を求めている場合は、印鑑証明書の提出を求める必要があるか検証し、必要に応じて見直しを行う。

3 押印又は署名を求めるもの（対象：行政手続）

- (1) 申請者が個人である場合、次のいずれかに該当するときは押印を残す。
 - ①法令等により押印又は署名が義務付けられているもの
 - ②登録印等の押印を求めるもの
 - ③申請者以外の第三者の押印を求めるもの（委任状、医師等の証明、身分保証等）
- (2) 申請者が団体である場合、次のいずれかに該当するときは押印を残す。
 - ※団体とは、法人であるか否かを問わない。
 - ①法令等により押印又は代表者の署名が求められているもの
 - ②金銭の請求又は領収に係るもの
 - ③登録印等の押印を求めるもの
 - ④厳格な意思の確認が必要なもの（委任状、誓約書、同意書等）

4 書面主義・対面主義の見直し（対象：行政手続）

対面による手続を求めているものについては、郵送、電子メール等による書類の提出など、対面を回避する手段を検討する。

郵送、電子メール等で行える行政手続は、本人確認が不要なもののほか、本人確認で

きる書類の添付、他の行政手続、面談、電話等による継続的なやり取り、実地調査等による事後のやり取りなどにより本人確認がなされるものが該当すると考えられる。

5 内部手続における押印の見直し

(1) 人事手続

人事手続については、安定的・継続的な関係が認められる者同士で行われるものが多く、市民等の行政手続と比べて厳格な本人確認の必要性が高くないと考えられることから、様式の有無にかかわらず原則として押印を廃止する。

(2) 公印（大田原市長之印）

各種手続のオンライン化を進めるため、市が発出する文書等への公印（大田原市長之印）の押印廃止に向けた検討を進める。

(3) その他（決裁印）

行政手続を処理する過程の一部である決裁行為における私印（決裁印）については、業務効率化やリモートワーク推進の観点から押印を見直し、その代替手段として、電子決裁システムの整備に向けた検討を進める。

6 実施日 このガイドラインは、令和5年1月4日から実施する。

用語の定義

行政手続	市民、事業者等からの申請、届出等
内部手続	人事手続、会計手続等（他の実施機関へ提出するものを含む。）
認印	印鑑登録等を要しない印鑑（種類は問わない。）
登録印等	①印鑑登録制度において登録した印鑑 ②銀行口座開設時に届け出た印鑑 ③法務局へ法人の設立登記を行う際に届け出た印鑑 ④その他特定の手続で使用するものとして登録した印鑑
記名	氏名を記載すること。（印刷、ゴム印によるものも含む。）
署名	自署すること。

申請書等の押印見直しに伴う申請者欄の記載例

1 行政手続における申請者が個人に限定される場合

(1) 押印が必要なもの

申請者 住所
氏名 ㊟

(2) 署名が必要なもの

申請者 住所
氏名
※自署してください。

(3) 押印も署名も不要なもの（記名のみ）

申請者 住所
氏名

2 行政手続における申請者が団体に限定される場合

(1) 押印が必要なもの

申請者 所在地
名称
代表者氏名 ㊟

(2) 押印が不要なもの（記名のみ）

申請者 所在地
名称
代表者氏名

3 行政手続における申請者が個人、団体の両方の場合

(1) 個人、団体とも押印が必要なもの

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟

(2) 団体申請の場合のみ押印が必要なもの

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名
※団体の場合は、記名押印してください。

(3) 押印が不要なもの（記名のみ）

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名